

1. 平成26年～28年の対応方針において、平成29年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

※前回会議（平成29年9月8日）までに結論を報告したものを除く。

○平成26年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	26年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
1	介護保険料の特別徴収対象年金の優先順位撤廃 (介護保険法)	厚生労働省	介護保険料の特別徴収に関し、対象年金の優先順位が決められているが、優先順位が下位の年金からも徴収することについて、各年金保険者のシステム改修方法の研究や関係者の意見等を踏まえながら実現可能性も含めて検討し、 <u>平成30年度からの第7期介護保険事業計画の実施時期に向けて一定の結論を得る。</u>	平成30年度からの第7期介護保険事業計画の実施時期に向けて検討を行う。

平成26年、27年及び28年対応方針のフォローアップの状況

○平成27年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及に向け、単独の訪問看護に準じた報酬単価の見直し (介護保険法)	厚生労働省	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の介護報酬(指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平18厚生労働省告示126))については、関係する審議会の意見を聴いた上で、 <u>平成30年度に予定される改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	関係する審議会(介護保険部会、介護給付費分科会)の意見を聴いた上で、平成30年度に予定される介護報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
3	生活保護制度関連の見直し (生活保護法)	厚生労働省	費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき <u>同法施行後5年を目途に行われる生活保護制度の見直しの検討に併せて、破産法における取扱い等管理の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【29年対応方針案】 費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、国税徴収の例により徴収することのできる請求権には破産者に対する免責許可の決定の効力が及ばないこと(破産法(平16法75)253条1項1号)及び当該請求権に係る債務の弁済が偏頗行為の否認の例外として扱われること(同法163条3項)に鑑み、国税徴収の例により徴収することを可能とすることについて、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における審議を踏まえて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【P】

平成26年、27年及び28年対応方針のフォローアップの状況

② 教育・文化

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
4	高校生等奨学給付金制度に係る給付要件の見直し（県外在学者） （高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金））	文部科学省	高校生等奨学給付金を生徒が在籍している学校の所在する都道府県が給付することについては、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平25 法90）による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平22 法18）の平成28年度までの施行状況とあわせて検証し、 <u>平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平25 法90）による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平22 法18）の平成28年度までの施行状況とあわせて検証中。

平成26年、27年及び28年対応方針のフォローアップの状況

○平成28年対応方針

(1) 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

① 産業振興

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
5	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲 (産業競争力強化法)	総務省 経済産業省	創業支援事業計画の認定(113条1項)については、附則2条2項に基づく見直しの期限とされている平成29年度末までに、 <u>その権限の全部又は一部を都道府県に移譲することも含めて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	産業競争力強化法附則第2条第2項に基づく見直し期限とされている平成30年3月31日までに、都道府県内における市区町村での創業支援事業計画の認定権限の全部又は一部を都道府県に移譲することを含めて検討中。

(2) 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
6	放課後児童支援員認定資格研修の実施主体の見直し (児童福祉法)	厚生労働省	放課後児童支援員認定資格研修の実施(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項)の事務・権限については、放課後児童支援員認定資格研修の実施状況等を踏まえ、指定都市を含む実施主体の在り方について検討し、 <u>平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【29年対応方針案】 放課後児童支援員認定資格研修の実施(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項)の事務・権限については、平成31年度から指定都市も実施できることとし、平成30年度中に省令を改正する。

平成26年、27年及び28年対応方針のフォローアップの状況

(3) 義務付け・枠付けの見直し等

① 土地利用（農地除く）

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
7	<p>公有地の拡大の推進に関する法律に基づき取得した土地利用に関する規制の緩和</p> <p>（公有地の拡大の推進に関する法律）</p>	国土交通省	<p>先買い土地の用途制限の在り方については、その有効活用に向けて、平成28年度中に地方公共団体等が保有する先買い土地の実態や処分先に関する地方公共団体等の意向等の調査に着手し、その結果を受け、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するという法の趣旨や個々の土地にも着目した最適・創造的な活用を実現すべきとされた国土審議会土地政策分科会企画部会からの提言を踏まえながら、先買い土地が地域のニーズに応じ機動的かつ柔軟に活用され、遊休地の解消に資するよう検討し、<u>平成29年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【29年対応方針案】</p> <p>土地の買取りの協議（6条1項）により取得した土地（以下この事項において「先買い土地」という。）については、その有効活用を促進するため、都市再生整備計画（都市再生特別措置法（平14法22）46条1項）に同法46条2項2号又は3号に基づく事業を記載することにより、先買い土地を当該事業に活用することが可能であること、また、同計画は、交付金を充てて事業を実施しようとする場合を除き国土交通大臣への提出等は不要であるなど、市町村が簡易な手続により作成することが可能であること等について、地方公共団体等に平成29年度中に通知するとともに、引き続き活用事例を情報提供する。</p> <p>また、地域のニーズに応じた先買い土地の活用を促進するため、地方公共団体において内部連携を図ることにより、先買い土地の活用について検討している取組事例等について、地方公共団体等に平成29年度中に情報提供するとともに、定期的な調査等により、引き続き地方公共団体等が保有する先買い土地の実態の把握に努める。</p>

平成26年、27年及び28年対応方針のフォローアップの状況

① 土地利用（農地除く）

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
8	駐車場出入口設置に係る規制緩和 (駐車場法)	警察庁 国土交通省	まがりかどから5m以内における路外駐車場の出入口の設置規制については、道路の円滑かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、柔軟な対応が可能となるよう検討し、 <u>平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【29年対応方針案】 道路のまがりかどから5m以内の部分、安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分並びに路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分における路外駐車場の出入口の設置規制（施行令7条）については、安全対策を講じること等により、道路の円滑かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、路外駐車場の出入口の設置を可能とし、平成30年中に必要な措置を講ずる。

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
9	サテライト型養護老人ホームの設置基準の見直し (老人福祉法)	厚生労働省	サテライト型養護老人ホーム（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭41厚生省令19）12条6項）については、関係団体、地方公共団体等関係者から意見聴取を行いつつ、本体施設となり得る施設として養護老人ホームを追加することについて検討し、 <u>平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	サテライト型養護老人ホーム等の展開に向けた基準のあり方等に関する調査研究事業において、外部有識者等からなる検討委員会を立ち上げ、第1回（H29. 8. 22）、第2回（H29. 11. 6）を開催したところ。 検討委員会において、実態把握を行った上で、そのあり方について検討し、提案がなされる予定。その内容を踏まえて、平成29年度中に結論を得る予定。

平成26年、27年及び28年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
10	生活保護制度関連の見直し (生活保護法)	厚生労働省	費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権についての78条の2による被保護者の申出に基づく保護費からの徴収と同様にあらかじめ保護費と調整することについて、地方公共団体からの意見を踏まえ、生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき、同法の施行後5年を目途として行われる生活保護制度の見直しの中で検討し、 <u>平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>【29年対応方針案】</p> <p>費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、被保護者の申出に基づきあらかじめ保護費と調整することを可能とすることについて、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における審議を踏まえて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>【P】</p>

平成26年、27年及び28年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
11	地域がん診療連携拠点病院の指定要件の緩和及び外来放射線治療加算対象の追加 (健康保険法)	厚生労働省	がん診療に係る外来放射線治療加算については、在宅医療等を促進する観点から診療報酬上評価しているものであるが、医療機能の分化・連携の観点から、保険医療機関の入院患者が他の保険医療機関を受診して放射線治療を実施した場合の取扱い等、当該加算について、見直しの必要性も含め、中央社会保険医療協議会の意見を聴いた上で検討し、 <u>平成30年度の診療報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>中央社会保険医療協議会において、平成30年度診療報酬改定に向け、検討。具体的には、</p> <p>中央社会保険医療協議会において、平成29年8月に整理したこれまでの主な議論とその概要で、「限られた医療資源を有効活用する等の観点から、医療機関間の機能分化・連携が重要」とされた。</p> <p>また、同年11月29日の中央社会保険医療協議会において、「放射線治療機器の効率的な利用に関する論点（案）」として「放射線治療機器の効率的な利用の促進の観点から、高度な放射線治療を受けるために、入院中の患者が他医療機関を受診した場合、（中略）患者が放射線治療を受けた医療機関において外来放射線加算を算定することについて、どう考えるか」という論点を提示して議論。</p> <p>今後、当該論点等を踏まえて検討を行い、平成30年1月から3月にかけて、厚生労働大臣の諮問に対する中央社会保険医療協議会からの答申を踏まえ、診療報酬改定に係る必要な告示・通知の改正を行う予定。</p>

平成26年、27年及び28年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
12	地方公共団体が設置する施設に対し行われる障害福祉サービス等報酬における公立減算の廃止 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法)	厚生労働省	障害福祉サービス等の報酬において地方公共団体の設置する事業所等の単位数を1000分の965に減算すること(公立減算)については、事業所等の経営実態、サービスの提供実態等の客観的・具体的なデータに基づき、その在り方について検討し、 <u>平成30年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	平成29年度において、平成30年度報酬改定の検討を行う。
13	小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)にかかる人員等の基準の緩和 (介護保険法)	厚生労働省	小規模多機能型居宅介護に係る居宅サービス計画を指定小規模多機能型居宅介護事業所に置かれる介護支援専門員以外の介護支援専門員が作成した場合における居宅介護支援費の算定については、議論の必要性も含めてその在り方について検討し、 <u>平成30年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	介護給付費分科会において小規模多機能型居宅介護に係る居宅サービス計画を指定小規模多機能型居宅介護事業所に置かれる介護支援専門員以外の介護支援専門員が作成した場合における居宅介護支援費の算定の在り方について検討し、平成30年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
14	自立支援医療(精神通院医療)受給者証の更新手続きの期間延長 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	厚生労働省	自立支援医療に係る支給認定の有効期間(55条)については、地方公共団体、関係団体等から意見聴取を行った上で、現行の1年を延長することについて検討し、 <u>平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【29年対応方針案】 自立支援医療に係る支給認定の有効期間(55条)については、地方公共団体、関係団体等の意見を踏まえ、マイナンバー制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方策について検討し、平成31年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成26年、27年及び28年対応方針のフォローアップの状況

③ 産業振興

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
15	砂利採取計画の変更届出に係る規定の省令への追加 (砂利採取法)	経済産業省 国土交通省	認可ではなく届出により対応できる採取計画の軽微な変更(20条2項)については、認可権者等の意見を踏まえつつ、その具体的な該当範囲を検討し、 <u>平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	平成29年4月に認可権者等に対して意見照会(調査依頼)を実施した。 認可権者等の意見をとりまとめ、具体的にどういった変更が軽微な変更としても問題のないものに該当するのか検討中。

④ 土木・建築

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
16	都道府県経由事務の見直し(不動産鑑定士試験の受験申込) (不動産の鑑定評価に関する法律)	国土交通省	不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、 <u>平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【29年対応方針案】 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、廃止する。

平成26年、27年及び28年対応方針のフォローアップの状況

⑤ その他

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
17	<p>マイナンバー制度における療育手帳関係情報、外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施</p> <p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)</p>	<p>内閣府 総務省 厚生労働省 国土交通省</p>	<p>地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。</p> <p>・療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについては、提供側の地方公共団体の意見も把握しつつ、現場の事務が混乱することのないよう、<u>平成29年度中に療育手帳に関する事務を独自利用事務として条例で定める地方公共団体が増加するよう関係府省が連携して働きかける。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>「平成28年度全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)」(平成29年1月20日開催)及び「平成28年度障害保健福祉関係主管課長会議」(平成29年3月8日開催)において、療育手帳の交付事務を行う都道府県及び指定都市に対して、療育手帳関係情報の情報連携に向けて必要となる独自利用事務条例の制定について依頼。</p> <p>利用事務条例の制定等について、「療育手帳のマイナンバー制度における取扱いについて」(平成29年6月5日付障害保健福祉部企画課長通知)を都道府県及び指定都市に対して発出した。</p> <p>「マイナンバー制度に関する国と地方公共団体の推進連絡協議会」(平成29年6月14日開催)や指定都市市長会事務局を経由して、利用事務条例の制定等に関する働きかけを行った。</p> <p>7月12日付け事務連絡により、都道府県等に対して独自利用事務条例の制定状況に関する調査を行った。その結果では、療育手帳の交付事務を行う67地方公共団体のうち、10地方公共団体で条例が制定されている状況。</p> <p>年度内に関係府省が連携して、地方公共団体の療育手帳担当部局やマイナンバー制度主管部局に働きかけを行う予定。</p>

平成26年、27年及び28年対応方針のフォローアップの状況

⑤ その他

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
18	<p>マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)</p>	内閣府 総務省 厚生労働省	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)による入院措置又は費用の徴収に関する事務(別表2の23)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、措置入院という制度の性質等を踏まえ、地方税法(昭25法226)上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について関係府省が連携して検討し、<u>平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【29年対応方針案】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院措置(同法29条及び29条の2)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法31条)については、地方税法(昭25法123)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平26内閣府・総務省令7)を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。</p>

平成26年、27年及び28年対応方針のフォローアップの状況

⑤ その他

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
19	国税連携システムによるデータ送信方法の見直し (地方税法)	総務省 財務省	所得税申告書等の地方公共団体への電子的送付については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、税務署で処理した後のデータの送信方法等を見直すことについて検討し、 <u>平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【29年対応方針案】 所得税申告書等の地方公共団体への電子的送付については、データ送信方法等を見直し、平成31年から、税務署が受け付けた当初データに加えて、税務署において課税に利用しなかった場合、その旨の情報等を追加したデータを地方公共団体に送付することとする。
20	戸籍事務の窓口業務における「公権力の行使」に当たる業務の取扱いの見直し (競争の導入による公共サービスの改革に関する法律)	総務省	地方公共団体における公共サービスの改革の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)に基づき、民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲や業務の実施方法について考え方を整理した上で、窓口業務の適正な民間委託等の推進の方策について検討し、 <u>平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	平成28年2月、8月及び11月、平成29年8月に官民競争入札等監理委員会地方公共サービス小委員会を開催し、民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲や業務の実施方法について考え方を議論(所管省庁と現在も協議を継続しているところ)。 引き続き民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲や業務の実施方法について考え方を整理し、所管省庁とも協議を重ねた上で、窓口業務の適正な民間委託等の推進の方策について検討し平成29年度末に実施する官民競争入札等監理委員会地方公共サービス小委員会において検討を進め、結論を得る予定。

平成26年、27年及び28年対応方針のフォローアップの状況

II. 平成26年～28年の対応方針において、平成28年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

※前回会議（平成29年9月8日）までに結論を報告したものを除く。

※平成26年及び27年対応方針において、平成28年（度）中に「結論を得る」等とされたものは、全て結論を報告済み。

○平成28年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
21	家庭的保育事業等における食事提供の特例に関する搬入施設の緩和 (児童福祉法及び子ども・子育て支援法)	内閣府 厚生労働省	家庭的保育事業等における給食の外部搬入を行う場合の搬入施設（同省令16条2項）については、公立保育所における給食の外部搬入に関する平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価も踏まえ、連携施設（同項1号）、同一又は関連法人が運営する事業所等（同項2号）及び共同調理場等（同項3号）以外の事業者からの搬入を行うことについて検討し、 <u>平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【29年対応方針案】 家庭的保育事業における食事の提供（同省令15条）及び食事の外部搬入（同省令16条）については、居宅で保育が行われている家庭的保育事業の特性を踏まえ、現行の経過措置（同省令附則2条）を延長するとともに、連携施設（同省令16条2項1号）、同一又は関連法人が運営する事業所等（同項2号）及び共同調理場等（同項3号）以外の一定の事業者からの搬入を可能とするため、平成29年度中に必要な措置を講じる。

平成26年、27年及び28年対応方針のフォローアップの状況

② 運輸・交通

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
22	道路運送法上の申請 事案に係る手続の簡 素化 (道路運送法)	国土交通省	一般乗合旅客自動車運送事業の許可の申請等については、地域公共交通会議での協議書類と運輸支局等に提出する申請書類に重複がある部分に関し、省略が可能と考えられるものを具体的に検討し、 <u>平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【29年対応方針案】 一般乗合旅客自動車運送事業の許可等申請において、地方運輸支局等に提出する書類のうち、地域公共交通会議等における協議書類と重複し、かつ、当該書類について変更なく協議が調ったものについては、省令を改正し、平成30年度から提出の省略を可能とする。